

伊勢原市人権施策推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市人権施策推進指針に基づき、本市が展開・実施する各種施策について、評価・点検等を行い、人権施策の総合的推進を図るため設置する伊勢原市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊勢原市が実施する人権施策の推進に関すること。
- (2) 伊勢原市が実施する人権意識の普及啓発の推進に関すること。
- (3) その他人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員の選出区分及び人数は、別表に掲げるとおりとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権対策主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	選出区分		人数
1	知識経験者	教育関係者、行政経験者等	2人以内
2	関係機関及び団体の代表	人権擁護委員、福祉・教育関係機関関係者、人権・福祉・教育関係団体関係者及び事業所人権担当者	11人以内
3	市民の代表	公募市民	2人以内